

令和8年1月27日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、田島石油株式会社（法人番号8030001026463）、株式会社イナセ（法人番号1030001042302）、株式会社ガスワン埼玉（法人番号8030001160733）、株式会社クレックス（法人番号9040001001927）、株式会社トーエル（法人番号2020001021033）、株式会社ミツウロコヴェッセル（法人番号9070001014348）、共栄クリーンガス株式会社（法人番号7030001070792）、有限会社孝栄プロパン（法人番号4030002061174）、守屋商事有限会社（法人番号4030002013761）、小池プロパンガス株式会社（法人番号7010601055823）、第一エネルギー設備株式会社（法人番号3030001064286）、東上ガス株式会社（法人番号7030001045415）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20260123 関東第26号
令和8年1月27日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和8年1月20日付け20260113関東第72号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。